

別添

市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

市（町・村）火災予防条例（昭和 年（町・村）条例第 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 公衆の出入する場所等の指定（第二条）」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

第四十九条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成十四年十月二十五日から施行する。